第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 26 年３月 20 日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、北海道労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成26年４月３日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　北海道労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

注)１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者

第41回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者の受験番号を労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和48年労働省令第３号）第８条（同令第15条において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告する。

平成 26 年３月 20 日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働安全コンサルタント試験合格者

（機械）10名

310003	310019	310021	310022
510007	510010	510011	610003
610005	710003		

（電気）８名

220003	320010	320015	320019
320020	520001	520002	720004

（化学）５名

330003	330005	330014	530003
530007			

（土木）81名

140003	140010	140015	240006
240015	240017	240032	340003
340015	340020	340022	340023
340027	340035	340042	340043
340048	340054	340057	340058
340060	340061	340081	340082
340088	340091	340093	340095
340096	340099	340101	340102
340117	340122	340124	340125
340132	340136	340153	340163
340164	340172	340180	340182
340200	340207	440005	440006
440008	440009	440012	440018
440020	440026	440037	440041
440044	440047	540003	540005
540009	540011	540014	540037
540043	540044	540051	540053
540070	540074	540075	640006
640015	640016	740005	740008
740012	740017	740022	740045
845001			

（建築）28名

150005	250001	250003	350001
350009	350010	350012	350015
350016	350020	350025	350026
350031	350032	350039	350041
350048	350065	350077	450008
550001	550009	550011	550012
550014	550018	650003	750006

労働衛生コンサルタント試験合格者

（保健衛生）138名

160002	160003	360004	360014
360030	360051	360052	360054
360056	360060	360061	360063
460009	460012	460015	460019
560011	560029	560030	560035
660001	760004	760005	760008
760010	865002	865006	865012
865013	865017	865021	865022
865023	865024	865025	865027
865029	865033	865038	865040
865041	865043	865044	865047
865048	865051	865056	865058
865060	865061	865062	865063
865066	865068	865070	865075
865078	865081	865082	865083
865085	865087	865090	865091
865092	865093	865095	865096
865097	865102	865105	865107
865110	865112	865114	865117
865119	865122	865123	865125
865126	865128	865129	865131
865132	865135	865138	865139
865141	865143	865144	965001
965002	965003	965004	965005
965006	965012	965013	965015
965017	965018	965019	965020
965021	965023	965024	965031
965036	965037	965039	965040
965041	965046	965047	965048
965051	965053	965054	965057
965059	965060	965061	965063
965064	965065	965066	965073
965076	965077	965080	965081
965082	965083	965084	965086
965091	965093		

（労働衛生工学）16名

270003	370014	370019	370025
370036	370046	370056	370066
470012	570017	670005	670008
670015	770002	770012	975001

公　告

諸　事　項

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条において準用する同令第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 26 年３月 20 日　　九州経済産業局長　広実　郁郎

名　　称	株式会社エヌシーみやざき
本店の所在地	福岡市博多区大井一丁目５番41号
登録番号	九州（包）第38号
営業廃止年月日	平成25年11月30日

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同令第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 26 年３月 20 日　　九州経済産業局長　広実　郁郎